

平成 2 3 年度  
意匠出願動向調査報告書（概要）

マクロ調査

平成 2 4 年 4 月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101（内線2155）

## 第1章 調査概要

### 第1節 事業目的

我が国が国家戦略として目指す「知的財産立国」の実現に向けて、デザインが果たすべき役割への期待は年々高まっており、価値あるデザインを法的に保護する意匠制度に対する期待が大きくなっている。

また、経済活動のグローバル化に伴い、日本国内だけでなく世界規模での意匠出願動向をも視野にいれる必要があり、意匠に関する主要国・地域である米国、欧州はもとより、中国、韓国などのアジアをも視野にいれた出願が重要となっている。また、各産業分野の状況に応じた個別具体的な対応を図ることも重要となっている。

本調査は、日本、米国、欧州<sup>1</sup>、中国、韓国の意匠登録数及び日本意匠分類等を基準にした各国・地域別の意匠登録数を抽出することで、それぞれの国・地域における意匠出願の特徴を分析すると共に、その背景と考えられる各国・地域の経済及び産業状況等について分析するものである。本調査の結果は特許庁における審査・審判の際の基礎資料、施策の企画立案のための基礎資料となるのみならず、企業等においてもデザイン開発戦略の策定に役立つことが期待できる。

### 第2節 調査目的

以下の各項目について調査・分析を行うことで、日本国内のみならずグローバルな視点で意匠出願動向を把握することを目的とする。

- 日本、米国、欧州（OHIM）、中国、韓国（以下、「日米欧中韓」と称する）の全体及び日本意匠分類毎等の意匠登録数の調査・分析を行う。
- グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向等を調査する。それらの企業に着目し、主要各国・地域に出願している意匠から国際的な意匠出願について調査・分析する。
- 日米欧中韓における意匠出願動向に影響を与えと考えられる経済及び産業の状況を調査し、それらが意匠出願動向に与えている影響について分析する。
- 上記調査・分析結果に基づき日米欧中韓の各国・地域への意匠出願等に関連する課題や出願するにあたっての留意点を整理する。

---

<sup>1</sup> 欧州とは特に記述がない限りはEU加盟27カ国を指す。

※欧州連合（EU）加盟27カ国（2011年12月現在）：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

### 第3節 調査分析内容

各項目についての調査内容は以下のとおりである。

#### 1. 意匠出願動向調査

##### (1) 日米欧中韓の意匠登録状況

日米欧中韓の意匠登録について、全体の意匠登録数（2010年1月～12月に対象国・地域にて公報が発行された意匠）を集計し、その特徴分析を日米欧中韓全体および各国・地域別に行った。

- 出願先国別意匠登録数
- 出願人居住国・地域別意匠登録数
- 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係
- 日本意匠分類グループ別意匠登録数
- 日本意匠分類グループ別－出願先国別意匠登録数
- 日本意匠分類グループ別－出願人居住国・地域別意匠登録数
- 日本意匠分類グループ別日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係

##### (2) 出願先国別意匠登録状況

日米欧中韓の各国・機関それぞれにおける意匠登録について、以下の事項の調査を行った。

- 日本意匠分類グループ別－出願人居住国・地域別意匠登録数
- 意匠登録数上位20者のランキング
- 意匠登録上位20者の日本意匠分類別意匠登録数
- その他、出願先国別の意匠出願動向を把握するのに有効な事項

##### (3) ロカルノ分類（第9版）別意匠登録状況調査

日米欧中韓における2005～2010年のロカルノ分類毎（クラス01～32、99）の意匠登録数推移の調査を行った。

- 出願先国別意匠登録数推移
- 出願先国別出願人居住国・地域別意匠登録数
- その他、ロカルノ分類別意匠登録動向を把握するのに有効な事項

## 2. グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向

国際的に意匠制度を活用している企業の意匠出願状況を概観し、業種別に国・地域別／日本意匠分類別のミクロ的な意匠出願動向の特徴を明らかにし、グローバルなビジネス展開を意識する企業における意匠出願戦略の参考情報とした。

あわせて、近年意匠出願数が急激に増加をしている中国企業について、その代表的な企業の意匠出願状況を概観した。

- 業種別意匠出願動向（日本意匠分類別）
  - 出願先国・地域別 意匠登録数・部分意匠比率の推移
  - 出願先国・地域別 日本意匠分類大分類別の意匠登録数
- 中国における意匠登録が活発な中国企業・団体等の意匠出願動向

## 3. 意匠出願動向に影響を与えられると考えられる経済・産業状況等の調査

日米欧中韓における意匠出願動向に影響を与えられると考えられるマクロ的な経済・産業指標を整理し、これまでの意匠出願傾向の分析および今後の意匠出願動向の予測に当たっての参考となる情報を提示した。また、産業規模と意匠登録数の関係性を概観するために、各国の産業分類および日本意匠分類と国際標準産業分類とのコンコーダンスを作成し、産業分野の規模と意匠登録数の関係について分析を試みた。

## 4. 総合分析

これまでの調査・分析結果を勘案し、様々な視点で意匠出願動向に関する総合的な分析を試みた。具体的には、①日米欧中韓の意匠出願動向の特徴と背景分析、②意匠登録の書誌事項における創作者に着目し産業分野別のデザイン開発の違いの把握を試みた創作者分析（対象は日本意匠登録及び韓国意匠登録とし日韓間の類似点・相違点を抽出）、③中国での意匠登録数増加の要因を意匠登録統計や産業・政策などの分析結果を活用し、中国に居住する出願人と外国居住者のそれぞれについて増の要因の分析、そしてこれまでの調査結果をもとに④各国地域への出願にあたっての留意点についての整理を行った。

## 第2章 意匠出願動向調査

### 第1節 調査概要

#### 1. 対象とする機関・調査項目・調査項目

日本（JPO：日本国特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、欧州（OHIM：欧州共同体商標意匠庁）、中国（SIPO：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関で、2010年1月1日～2010年12月31日に意匠公報が発行された意匠を対象に、登録番号、公報発行日、出願日、優先権主張日、出願人、意匠分類、部分意匠の利用を調査した。日本意匠分類においてはA～Nグループ<sup>2</sup>、ロカルノ分類（第9版）においてはクラス01～32および99を対象とした。

#### 2. 件数の定義

日本、米国、中国が一意匠一出願であるのに対し、欧州と韓国については多意匠一出願が認められている。本調査では比較の観点から、韓国については出願単位で集計するのに対し、欧州での意匠登録数は出願単位ではなく、登録された個々の意匠単位で集計した（つまり、枝番ごとに1件と数える）。

調査対象とした日本での意匠登録は27,388件、米国での意匠登録は19,205件、欧州での意匠登録は72,623件、中国での意匠登録は328,007件、韓国での意匠登録は33,058件である。

また、過去数年の経年推移を見るために、日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）、中国（SIPO）、韓国（KIPO）のデータベースを利用した検索データ、および「平成19年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成20年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成21年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成22年度意匠動向調査－マクロ調査－」のデータを追加した。追加したデータは、2006～2009年に意匠公報が発行された意匠登録とした。

#### 3. 出願人の定義

米国での意匠登録については、「Assignee」を出願人とし、「Assignee」の記述がない場合は「Inventor」を出願人とした。欧州での意匠登録については、「Owner」を出願人とし、「Owner」の記述がない場合は「Representative」を出願人とした<sup>3</sup>。中国での意匠登録は申請人を出願人とした。韓国での意匠登録は筆頭出願人を集計の対象とした。

出願人居住国・地域「欧州」は、2007年1月1日に欧州連合に加盟したルーマニア、ブルガリアを含む欧州連合（EU：European Union）27か国とした。ただし、2006年以前に意匠登録公報が発行された意匠登録数については、過去の調査の条件に従いルーマニア、ブルガリアを除く25か国としている。また、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島・オランダ領アンチル・英領バージン諸島・グリー

<sup>2</sup> ただし、Nグループについては全グループの集計には加えるが、個別のグループの分析対象とはしない。

<sup>3</sup> 同一の企業名を持つ複数の企業や、同姓同名の複数の個人がそれぞれひとつとして集計されている可能性があることに留意が必要である。

ンランドなど)については「欧州」に含まない。意匠登録出願上位 20 者の記述においては、各国の別を明記した。

出願人居住国・地域「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含まない。意匠登録出願上位 20 者の記述においては、中国・香港・マカオの別を明記した。

出願人居住国・地域「その他」は、日本、米国、欧州 (EU 加盟 27 か国)、中国 (香港・マカオを含む)、韓国以外の国・地域とした。「その他」の中で件数の多い国・地域については適宜記述した。

出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。米国、欧州、中国、韓国での意匠登録についても、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。ただし現在までの間に名称を変更した出願人については、可能な範囲内で現行の名称を併記した。

#### 4. 分類の付与

##### (1) 日本意匠分類

米国、欧州、中国、韓国での意匠登録には、日本意匠分類 (平成 20 年 4 月 1 日施行版) を付与し、物品分野毎の分析に用いた。付与は、以下の順位に従い、上位のルールから順に適用した。ただし米国、韓国については、特許庁によりすでに全件の日本意匠分類が付与されており、本調査においてルール②及び③を適用するのは欧州、中国での意匠登録のみである。

- ① 特許庁によりあらかじめ付与されていたもの
- ② ロカルノ分類+物品名から推定 (欧州、中国での意匠登録のみ)
- ③ 個別の意匠登録の図面等、及び書誌情報から推定 (欧州、中国での意匠登録のみ)

##### (2) ロカルノ分類

日本、韓国での意匠登録には、ロカルノ分類 (第 9 版) をクラス単位 (01~32、99) で付与し、物品分野毎の分析に用いた。付与は、特許庁による日本意匠分類ーロカルノ分類コンコードانسを用いた (韓国での意匠登録には第 5 節で付与された日本意匠分類を用いた上で、上記の日本意匠分類ーロカルノ分類コンコードانسを用いた)。ひとつの日本意匠分類が複数のロカルノ分類クラスに相当する場合は、過去の調査の方法に倣い、もっとも番号の若いクラスとした。

米国、欧州、中国での意匠登録は、公報記載のロカルノ分類を対象とした。ひとつの意匠登録が複数のロカルノ分類クラスに相当する場合は、過去の調査の方法に倣い、もっとも番号の若いクラスとした。

##### (3) 部分意匠制度の利用状況

日本、米国、韓国での意匠登録について部分意匠制度の利用件数を調査した。日本、韓国の意匠登録については公報に記載された情報を参照した。米国での意匠登録については公報に記載された意匠の詳細な説明に記載された文言から機械的に判断した。

## 第2節 日米欧中韓の意匠登録動向

### 1. 出願先国別意匠登録数

図 2-1 に、出願先国別意匠登録数（2006 年～2010 年）を示す。

日米欧中韓全体での 2009 年公報発行の意匠登録数は 480,281 件である。このうち最も多いのは中国での登録（328,007 件、68.3%）、以降、欧州（72,623 件、15.1%）、韓国（33,058 件、6.9%）、日本（27,388 件、5.7%）、米国（19,205 件、4.0%）と続いている。

中国での意匠登録数は、前年比+41.6%も増加した。欧州、韓国は微増している。一方、日本、米国では減少している。

2010 年公報発行の意匠登録がいつごろ出願されたものかを把握するために、図 2-2 に、日米欧中韓それぞれにおける出願日－公報発行日までの期間の分布を示す。

日本での登録は 6 ヶ月から 1 年前に出願されたものが全体の約 80%を占めている。一方米国での登録は、非常に広い時期の出願から構成されている。欧州での登録は 40%の出願が 30 日以内に登録されている一方で、5 ヶ月以上前の出願はほとんど見られない。中国での登録は 6 ヶ月から 1 年前に出願されたものが意匠登録の割合が高い。韓国での登録は 1 ヶ月前から 1 年 7 ヶ月前に出願されたものが 94%を占めている。

図 2-1 出願先国別意匠登録数（日米欧中韓全体）

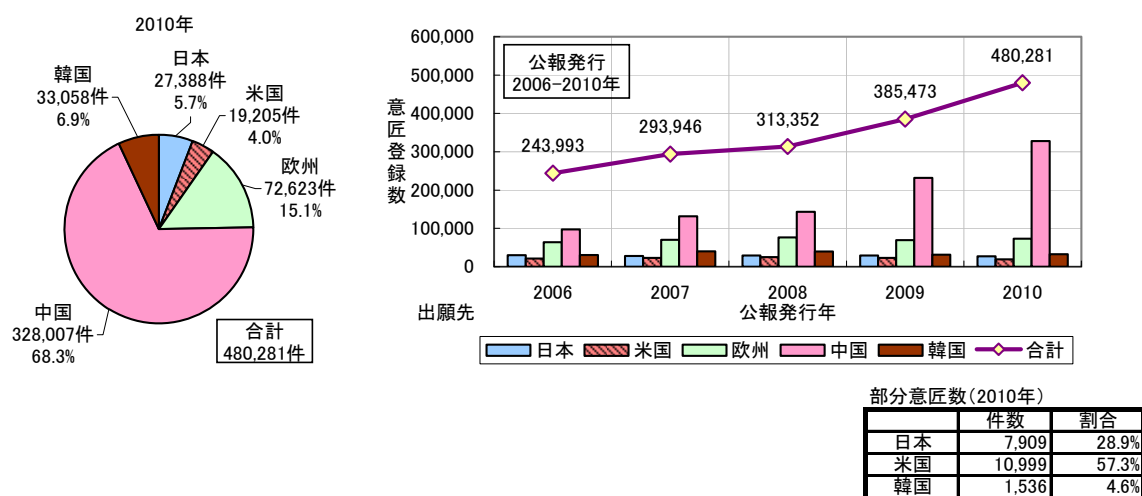
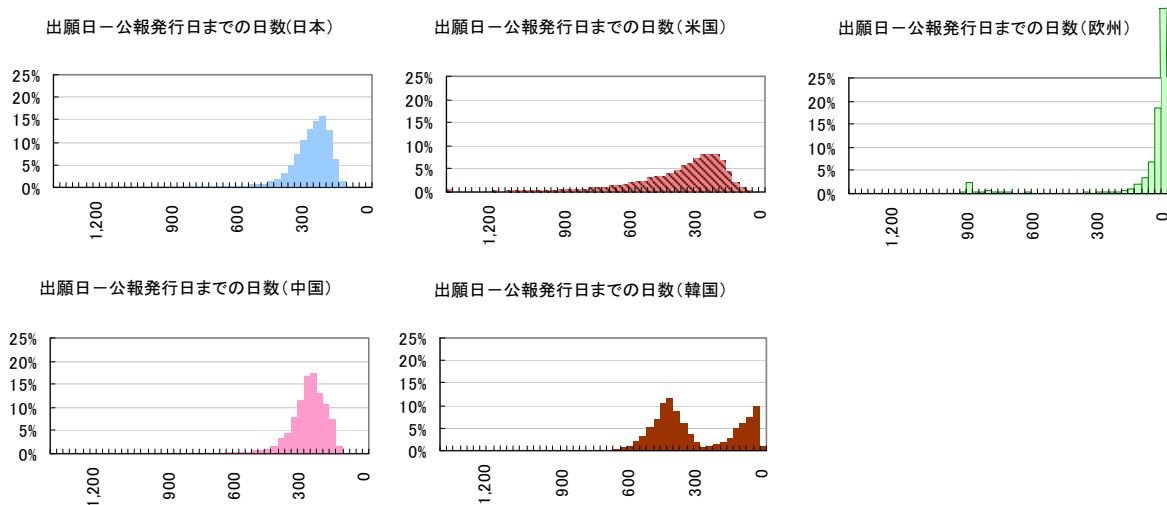


図 2-2 出願先国別意匠登録数

(日米欧中韓全体：出願日、優先権主張日－公報発行日までの日数)



## 2. 出願人居住国・地域別意匠登録数

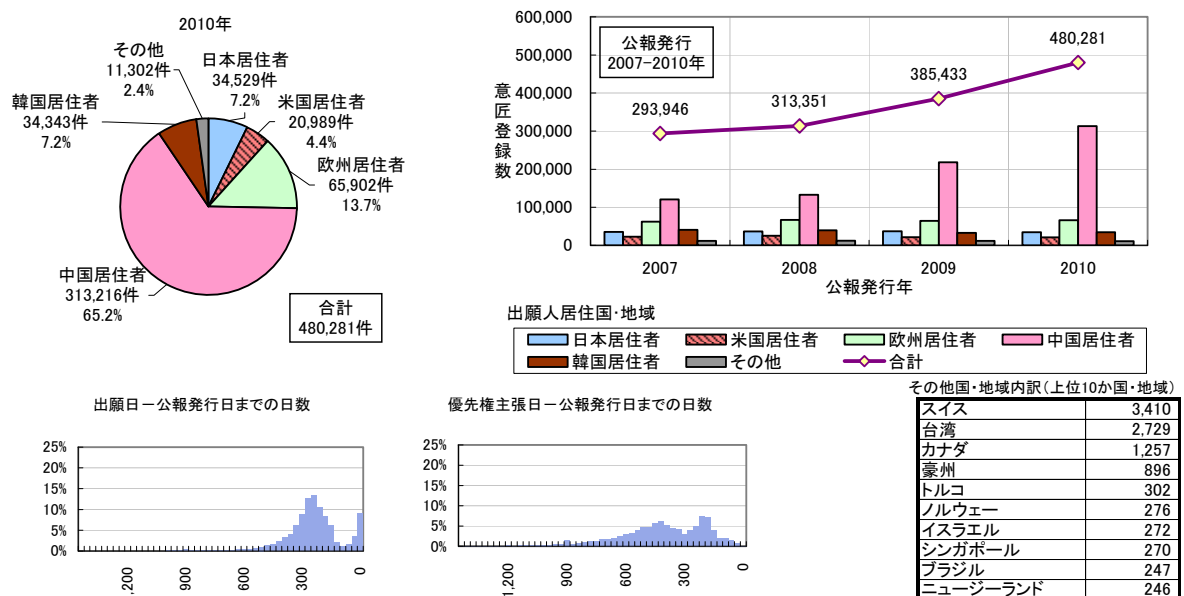
図 2-3 に、出願人居住国・地域別意匠登録数を示す。

出願人居住国・地域別にみると、中国居住者による登録が最も多く 313,216 件、全体の 65.2%を占める。以降、欧州居住者 65,902 件、13.7%、日本居住者 34,529 件、7.2%、韓国居住者 34,343 件、7.2%、米国居住者 20,989 件、4.4%と続いている。

中国居住者による登録は、2007 年から毎年増加しており、2010 年も前年比+43.6%と大幅な伸びを示した。一方、日本、米国居住者による登録は減少した。

その他国・地域居住者による登録については、スイス 3,410 件、台湾 2,729 件、カナダ 1,257 件、豪州 896 件と続いている。

図 2-3 出願人居住国・地域別意匠登録数（日米欧中韓全体）





### 3. 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係

図 2-4 に 2010 年の日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係を示す。

出願先国別にみた場合、中国では 94.7%、韓国では 93.4%、日本では 89.2%が自国居住者による登録である。欧州でも 78.5%が欧州居住者による登録である。それに対し、米国では米国居住者による登録は 56.6%に過ぎず、次いで欧州居住者 14.1%、日本居住者 8.9%となっている。

出願人居住国・地域別にみると、日本居住者による日本での意匠登録数は 24,429 件である。日本居住者による登録は、日本以外の米国、欧州、中国、韓国でそれぞれ、1,706 件、2,042 件、5,388 件、964 件みられ、自国外でも積極的に意匠登録をしている。特に日本居住者による中国での登録は年間 5,388 件あり、中国居住者に次いで第 2 位となっている。日本居住者による意匠登録数（「出」）と日本での意匠登録数（「入」）とを比較すると、「入」よりも「出」の方が多い状況である。

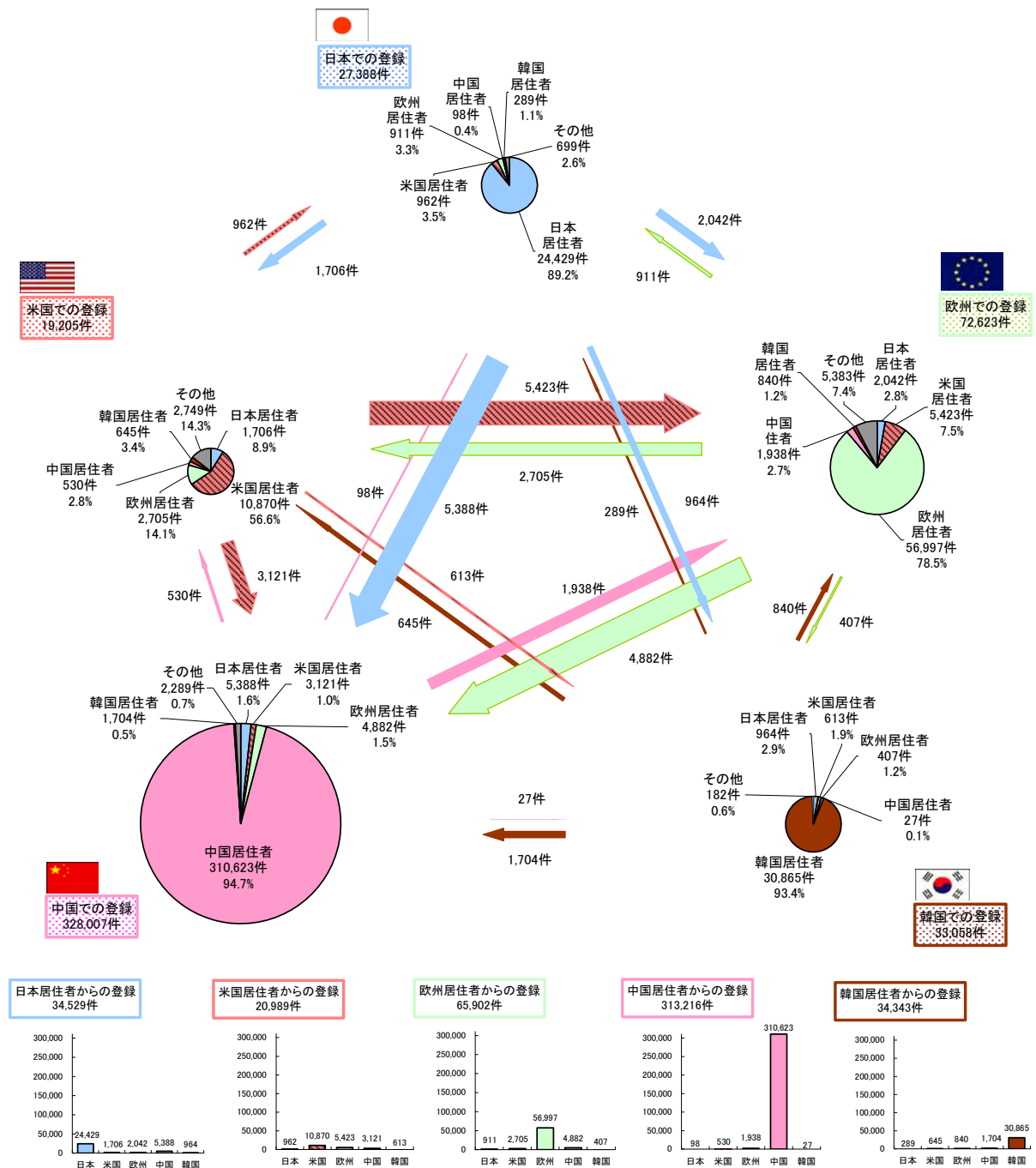
米国居住者は、米国での登録が 10,870 件で、欧州での登録は 5,423 件、中国 3,121 件である。日本、韓国での登録は、いずれも 1,000 件未満である。

欧州居住者は欧州域内での登録が 56,997 件である。日本、米国、中国、韓国での登録はそれぞれ、911 件、2,705 件、4,882 件、407 件である。

中国居住者による登録 313,216 件のうち、中国での登録の 310,623 件が殆どを占める。欧州での登録は 1,938 件あり、日本、米国、韓国での登録、98 件、530 件、27 件を合計したものの 3 倍近い登録数である。

韓国居住者は韓国での登録が 30,865 件である。韓国以外での意匠登録数は 3,478 件であり、中国での登録 1,704 件を除くと、いずれも 1,000 件未満である。

図 2-4 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係



#### 4. 日本意匠分類グループ別意匠登録数

図 2-5 に、日本意匠分類グループ別の意匠登録数の内訳を示す。

日本意匠分類グループ別では以下の特徴がある。

A グループ（製造食品及び嗜好品）は、欧州での意匠登録数が多く、41.0%を占めている。次に中国での 36.2%、韓国 13.0%、米国 5.7%、日本 4.1%の順である。

B グループ（衣服及び身の回り品）は、中国での意匠登録数が 68.4%を占め、次いで欧州 20.5%、韓国 4.5%、日本 3.5%、米国 3.2%の順である。

C グループ（生活用品）は中国での意匠登録数が 72.1%を占め、次いで欧州 14.5%、日本 4.7%、韓国 4.5%、米国 4.1%の順である。

D グループ（住宅設備用品）は中国での意匠登録数が 68.8%を占め、次いで欧州 18.5%、韓国 5.8%、日本 4.1%、米国 2.8%の順である。

E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）は中国での意匠登録数が 67.0%を占め、次いで欧州 17.8%、米国 5.8%、日本 5.2%、韓国 4.2%の順である。

F グループ（事務用品及び販売用品）は中国での意匠登録数が 76.6%を占め、次いで欧州 9.3%、韓国 6.8%、日本 4.7%、米国 2.5%の順である。

G グループ（運輸又は運搬機械）は中国での意匠登録数が 62.0%を占め、次いで欧州 17.1%、日本 8.2%、米国 7.3%、韓国 5.4%の順である。

H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）は中国での意匠登録数が 63.2%を占め、次いで日本 10.7%、欧州 10.6%、韓国 8.1%、米国 7.3%の順である。

J グループ（一般機械器具）は中国での意匠登録数が 56.6%を占め、次いで欧州 16.7%、日本 11.2%、米国 9.2%、韓国 6.3%の順である。

K グループ（産業機械器具）は中国での意匠登録数が 66.8%を占め、次いで欧州 12.4%、日本 9.2%、韓国 6.7%、米国 4.9%の順である。

L グループ（土木建築用品）は中国での意匠登録数が 55.7%を占め、次いで韓国 18.9%、欧州 14.5%、日本 8.4%、米国 2.5%の順である。

M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）は中国での意匠登録数が 79.2%を占め、次いで韓国 9.0%、欧州 7.4%、日本 2.9%、米国 1.4%の順である。

出願先別では以下の特徴がある。

日米欧中韓全体の中での日本での意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、J グループ（一般機械器具）の 11.2%であり、次いで H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 10.7%である。また日本での意匠登録数が最も多いのは H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 5,083 件である。

日米欧中韓全体の中での米国での意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、J グループ（一般機械器具）の 9.2%であり、次いで G グループ（運輸又は運搬機械）と H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 7.3%である。また米国での意匠登録数が最も多いのは H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 3,488 件である。

日米欧中韓全体の中での欧州での意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、A グループ（製造食品及び嗜好品）の 41.0%であり、

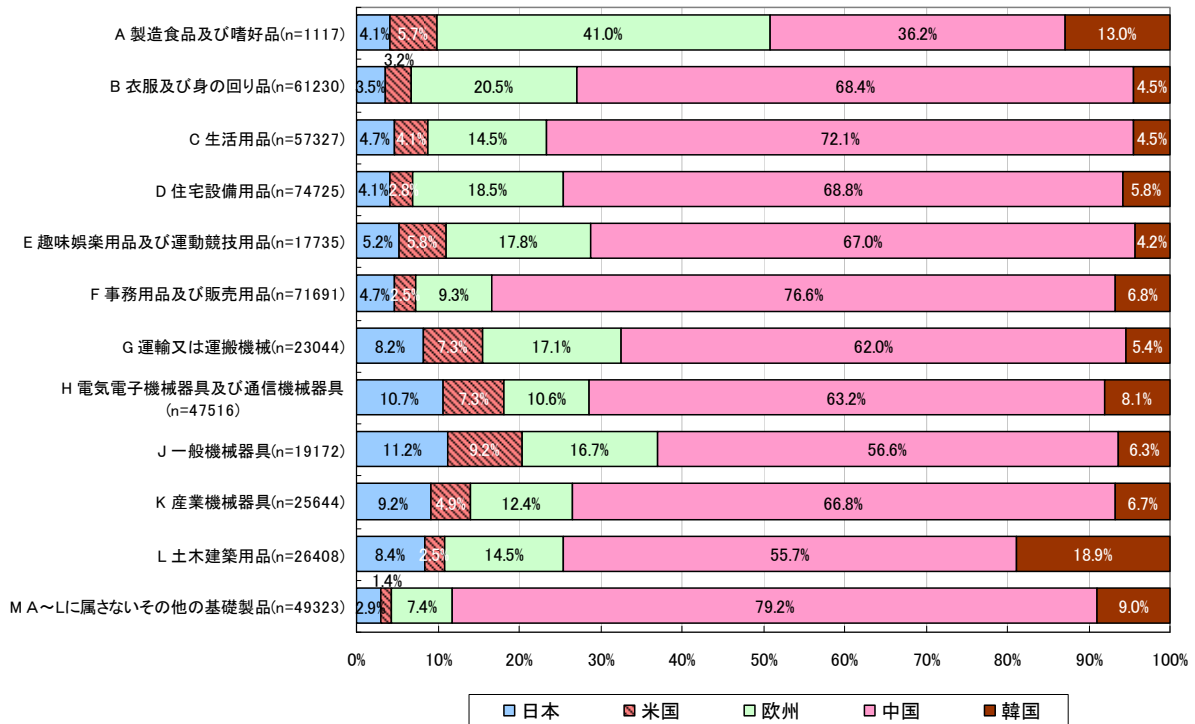
次いで B グループ（衣服及び身の回り品）の 20.5%である。なお、欧州での意匠登録数が最も多いのは D グループ（住宅設備用品）13,824 件、次いで B グループ（衣服及び身の回り品）の 12,525 件である。

日米欧中韓全体の中での中国での意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）の 79.2%であり、次いで F グループ（事務用品及び販売用品）の 76.6%である。また中国での意匠登録数が最も多いのは F グループ（事務用品及び販売用品）の 54,943 件である。

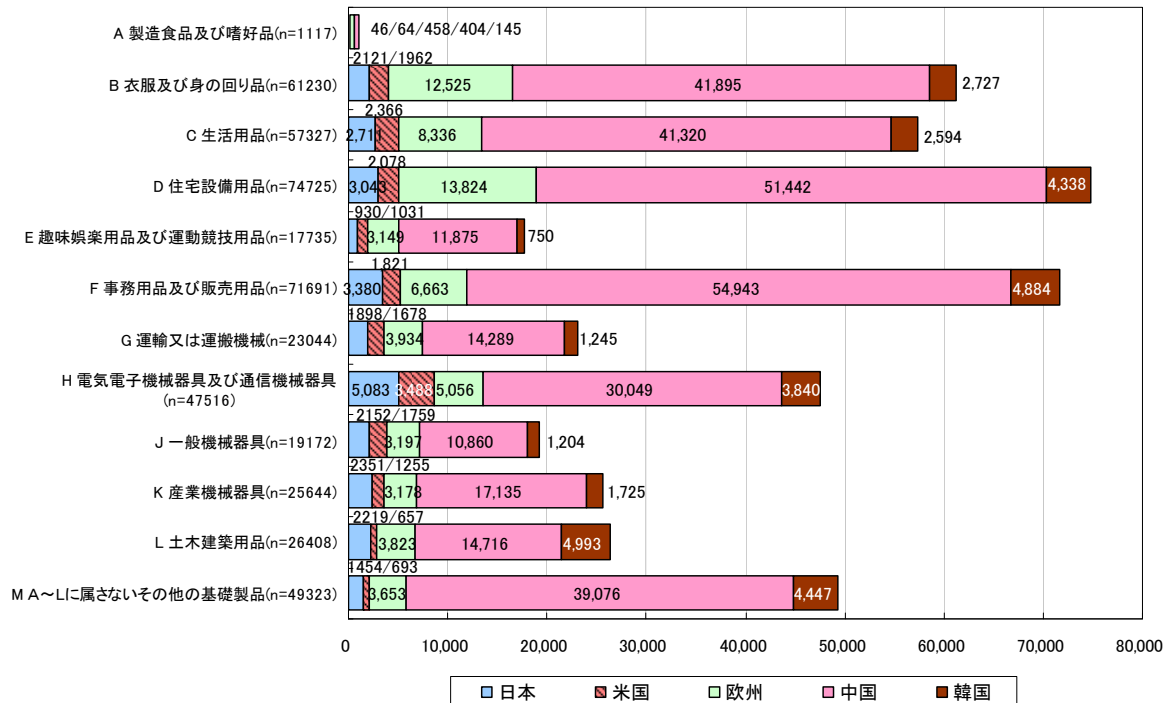
日米欧中韓全体の中での韓国での意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、L グループ（土木建築用品）の 18.9%であり、次いで A グループ（製造食品及び嗜好品）の 13.0%である。また韓国での意匠登録数が多いのは L グループ（土木建築用品）の 4,993 件、F グループ（事務用品及び販売用品）の 4,884 件である。

図 2-5 日本意匠分類グループ別―出願先国別意匠登録数内訳（日米欧中韓全体）

(a)出願先国別の意匠登録数の比率



(b)出願先国別意匠登録数



## 5. 日本意匠分類グループ別―出願先国別意匠登録数

図 2-6 に、日米欧中韓全体での日本意匠分類グループ別―出願人居住国・地域別意匠登録数の内訳を示す。

日本意匠分類グループ別では以下の特徴がある。

A グループ（製造食品及び嗜好品）は、欧州居住者による意匠登録数が多く、38.8%を占めている。次に中国居住者 32.9%、韓国居住者 12.7%、米国居住者 9.7%、日本居住者 3.4%の順である。

B グループ（衣服及び身の回り品）は、中国居住者による意匠登録数が 67.0%を占め、次いで欧州居住者 17.8%、韓国居住者 4.5%、米国居住者 4.1%、日本居住者 3.4%の順である。

C グループ（生活用品）は中国居住者による意匠登録数が 69.1%を占め、次いで欧州居住者 13.9%、日本居住者 5.1%、韓国居住者 5.0%、米国居住者 4.8%の順である。

D グループ（住宅設備用品）は中国居住者による意匠登録数が 67.3%を占め、次いで欧州居住者 17.7%、韓国居住者 5.9%、日本居住者 4.8%、米国居住者 2.8%の順である。

E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）は中国居住者による意匠登録数が 64.3%を占め、次いで欧州居住者 15.4%、米国居住者 7.3%、日本居住者 6.4%、韓国居住者 3.8%の順である。

F グループ（事務用品及び販売用品）は中国居住者による意匠登録数が 74.5%を占め、次いで欧州居住者 8.4%、韓国居住者 6.8%、日本居住者 5.2%、米国居住者 3.6%の順である。

G グループ（運輸又は運搬機械）は中国居住者による意匠登録数が 53.2%を占め、次いで欧州居住者 16.7%、日本居住者 14.3%、米国居住者 6.4%、韓国居住者 5.8%の順である。

H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）は中国居住者による意匠登録数が 56.6%を占め、次いで日本居住者 15.4%、韓国居住者 10.7%、欧州居住者 8.1%、米国居住者 5.5%の順である。

J グループ（一般機械器具）は中国居住者による意匠登録数が 49.5%を占め、次いで日本居住者 15.2%、欧州居住者 14.4%、米国居住者 8.9%、韓国居住者 6.2%の順である。

K グループ（産業機械器具）は中国居住者による意匠登録数が 60.9%を占め、次いで日本居住者 13.1%、欧州居住者 11.9%、韓国居住者 6.0%、米国居住者 5.6%の順である。

L グループ（土木建築用品）は中国居住者による意匠登録数が 54.5%を占め、次いで韓国居住者 19.0%、欧州居住者 14.3%、日本居住者 9.1%、米国居住者 2.0%の順である。

M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）は中国居住者による意匠登録数が 78.0%を占め、次いで韓国居住者 8.7%、欧州居住者 7.2%、日本居住者 3.5%、米国居住者 2.0%の順である。

出願人居住国・地域別では以下の特徴がある。

日米欧中韓全体の中での日本居住者による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 15.4%、J グループ（一般機械器具）の 15.2%である。また日本居住者による意匠登録数が最も多いのも H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 7,317 件である。

日米欧中韓全体の中での米国居住者による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の9.7%、Jグループ（一般機械器具）の8.9%である。また米国居住者による意匠登録数が最も多いのはCグループ（生活用品）の2,749件である。

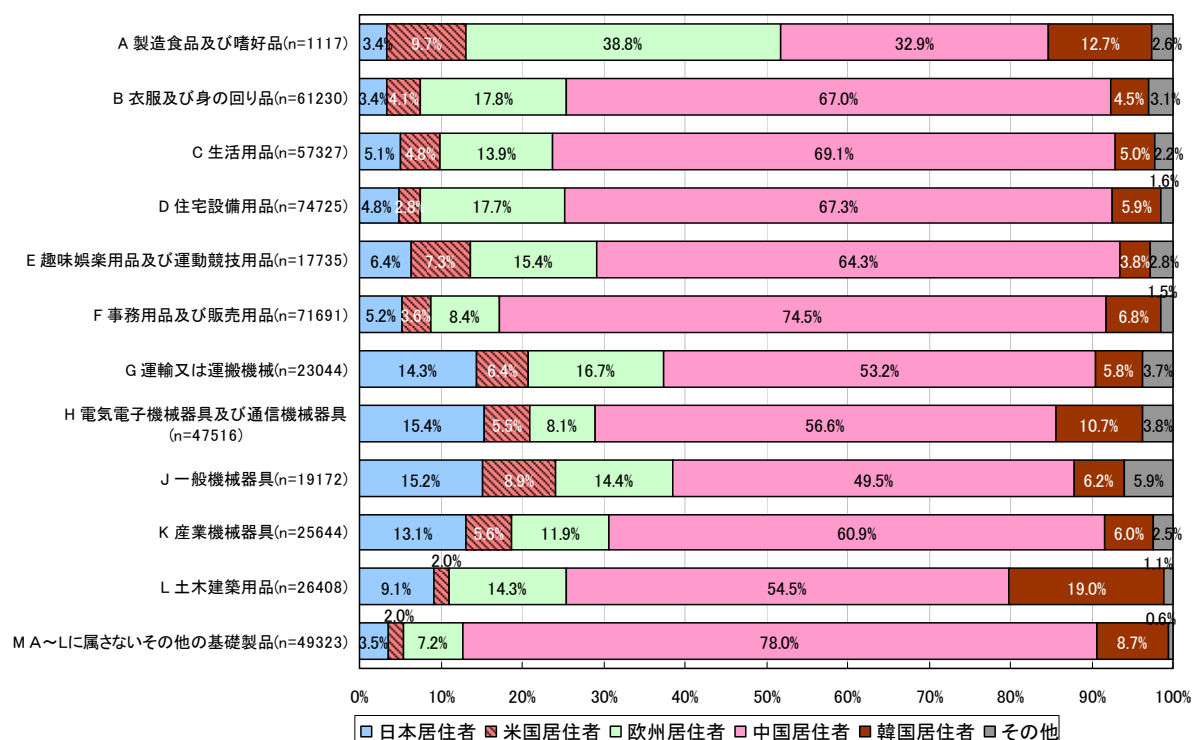
日米欧中韓全体の中での欧州居住者による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の38.8%であり、次いでBグループ（衣服及び身の回り品）の17.8%、Dグループ（住宅設備用品）の17.7%である。なお、欧州居住者による意匠登録数が最も多いのはDグループ（住宅設備用品）13,229件である。

日米欧中韓全体の中での中国居住者による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、Mグループ（A～Lに属さないその他の基礎製品）の78.0%であり、次いでFグループ（事務用品及び販売用品）の74.5%である。また中国居住者による意匠登録数が最も多いのはFグループ（事務用品及び販売用品）の53,435件である。

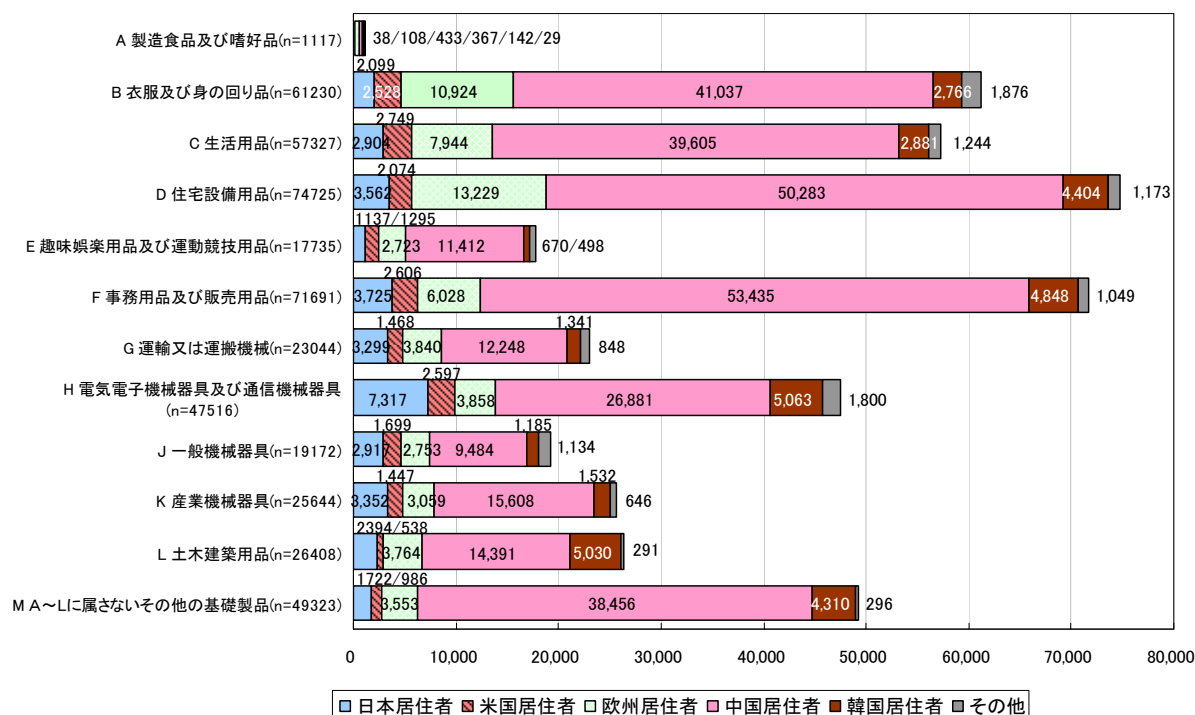
日米欧中韓全体の中での韓国居住者による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別にみたとき、相対的に比率の高いものは、Lグループ（土木建築用品）の19.0%であり、次いでAグループ（製造食品及び嗜好品）の12.7%である。また韓国居住者による意匠登録数が多いのはHグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の5,063件、Lグループ（土木建築用品）の5,030件である。

図 2-6 日本意匠分類グループ別—出願人居住国・地域別意匠登録数内訳（日米欧中韓全体）(a)

出願人居住国・地域別の意匠登録数の比率



(b)出願人居住国・地域別意匠登録数





### 第3章 グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向

産業分野によってデザイン開発サイクルが異なる上、国・地域に合わせたデザイン開発が必要になるなど、デザイン開発も多様化している。このような背景から、意匠制度に対するニーズも産業分野や国・地域により異なると考えられる。そこで、各産業分野の事情に応じた国際的な意匠制度活用を示唆を得るため、産業分野別に分析をした。

国際的に意匠制度を活用する企業の意匠出願の状況を概観し、業種別に国・地域別／日本意匠分類別のミクロ的な意匠出願動向の特徴を明らかにし、グローバルな展開を意識する企業における意匠出願戦略の参考情報とする。

併せて近年意匠出願数が急激に増加をしている中国企業について、その代表的な企業の意匠出願状況を概観した。

## 第4章 意匠出願動向に影響を与えると考えられる経済・産業状況等の調査

意匠出願動向に影響を与えると考えられる経済・産業状況の調査として、マクロ経済・産業状況や産業構造から見た経済・産業状況の特徴の分析、デザインに関する政策・出来事と意匠出願動向との関係分析、さらに、マクロ経済指標と意匠出願動向の関係分析を行った。

### 第1節 日米欧中韓全体の状況

各国・地域の実質 GDP 成長率は 2009 年にかけて、特に日米欧韓で世界不況の影響を受けて減少傾向が顕著であったが、2010 年ではいずれの国・地域でも増加に転じている。中国は近年高い実質 GDP 成長率を保持しており、経済成長の勢いを反映している。

また中国については、2010 年で実質 GDP において日本の値を超えている。

日米欧中韓の輸出入額に着目すると、2008 年まではいずれも輸出入が増加傾向にあったが、2009 年では減少に、その後 2010 年で再び増加に転じている。しかし、2010 年の値では、日本、米国、欧州においてはその値はいずれも 2008 年を下回っている。世界的な経済状況の悪化による輸出入額の減少から、完全には回復していないと考えられる。

米欧は輸入超過、日中韓は輸出超過となっている傾向に 2003 年から 2010 年で変化はない。米国、欧州が他の国・地域にとって大きな市場であることを示している。2008 年以降は欧州の輸入額が米国の輸入額を上回っており、欧州市場の世界における影響力の強さをうかがうことができる。

製造物品の日米欧中韓相互の輸出関係に着目すると、中国から欧州への輸出が 3,618 億米ドルと最も多く、次いで中国から米国への 2,761 億米ドル、欧州から米国の 2,675 億米ドル、米国から欧州の 1,813 億米ドルが続く。これらの間では密接な経済関係があることがうかがわれる。これに比べて、相対的に輸出額が少ないものとして、韓国から日本の 220 億米ドルを筆頭に、米国から韓国の 265 億米ドルが挙げられる。

### 第2節 日米欧中韓各国の状況

#### 1. 日本の状況

2010 年の日本の実質 GDP 成長率は 2.3%、名目 GDP 総額は前年度比で 0.4%であった。失業率は 5.1%となっている。

国内製造業の 2009 年の出荷額では「輸送用機械器具」の割合が 19%と最も多くなっている。次いで「化学工業」および「食料品製造業」が 9%となっている。

#### 2. 米国の状況

2009 年度に大手金融企業の経営破綻をきっかけとした金融危機を受けて、実質 GDP 成長率がマイナスに転じたが、2010 年にはプラスに転じている。失業率については 9.6%という高い値であり、公的資金による破綻した大手自動車メーカーの救済や大規模な経済対策を講じているが、雇用情勢の悪化が続いている。

製造業の 2009 年における構成では、化学製品 (14%)、コンピュータ・電子製品 (13%)、食品・飲料・タバコ製品 (13%) が主な業種となっている。

### 3. 欧州の状況

欧州経済は世界的金融危機を経て、実質 GDP の成長率は 1.8%と低い値に留まっている。欧州主要 4 カ国についても、ドイツが 3.6%と比較的高いことを除くと、同様の 1% 台の成長率である。労働市場についても厳しい情勢が続いており EU27 カ国で 9.6%と高い失業率となっている。

### 4. 中国の状況

2009 年の中国の一人あたりの国内総生産額（名目額）は、4,382 米ドルであった。実質 GDP 成長率については、各国 2008 年の金融危機の影響を受けて成長率が低い状況が続く中で、実質 GDP 成長率は 10.3%であった。4 兆元（約 57 兆円）の財政支出、金融緩和等の結果を受けて、2009 年において回復基調が鮮明になってきており、GDP 成長率「8%前後」の目標を達成している。一方、都市と農村の経済格差の拡大、金融、エネルギー、環境、社会保障等、多くの課題も抱えている<sup>4</sup>。

中国の主要な製造業の生産額の構成を見ると、通信設備・コンピュータ及びその他電子設備製造業、鉄鋼金属精錬及び圧延加工業、交通運輸設備製造業が上位を占めている。

### 5. 韓国の状況

韓国の実質 GDP 成長率は 2009 年で 0.2%であったが、2010 年では 6.2%と順調な成長を示している。

韓国の主要な製造業の付加価値額の構成を見ると、電子部品・コンピューター・映像・音響及び通信装備製造業が全体の 4 分の 1 を占めている。サムスン電子や LG 電子など、世界的な大手電子部品・家電メーカーを抱えており、電子部品産業に強みを有することを反映していると考えられる。

## 第 3 節 経済マクロ指標と意匠登録動向の関係分析

### 1. GDP と意匠出願動向の関係分析

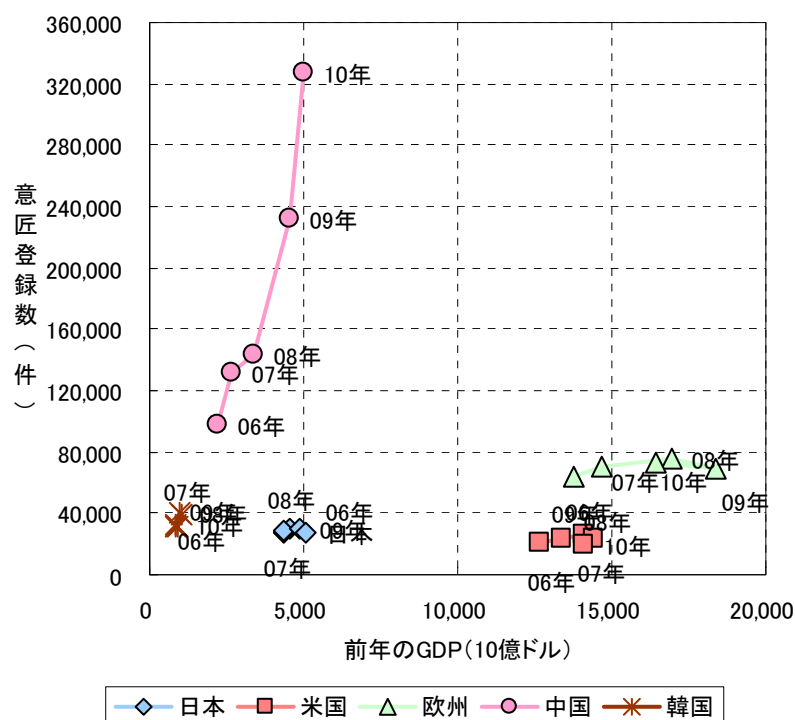
各国・地域内での経済活動の活発さを代理する指標として GDP を用い、それと各国・地域への意匠登録数との関係に着目した。

その結果、以下の示唆が得られた。

- 中国においては、前年の GDP と意匠登録数が正の相関を示す傾向があり、2008 年以降、その傾きが顕著に大きくなっている。米国、欧州についても同様の傾向があるが傾きは中国と比較するととても小さい。
- GDP が同程度の米国、欧州を比較すると、欧州では積極的に意匠制度が活用されている。両国・国では 2010 年に GDP が減少しているが、それに伴って意匠登録数が大幅に減少しているということはない。
- 日本、韓国では、経済活動の活発さに比べて、欧州、米国と比べると意匠制度の利用は積極的である。また、韓国では比較的年度毎の GDP10 億米ドルあたりの意匠登録数の変動が大きい。

<sup>4</sup> 外務省＞各国・地域情勢＞中国、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/data.html>、2010 年 11 月 15 日

図 4-1 日米欧中韓への意匠登録数（2006 年-2010 年）と前年の GDP との関係



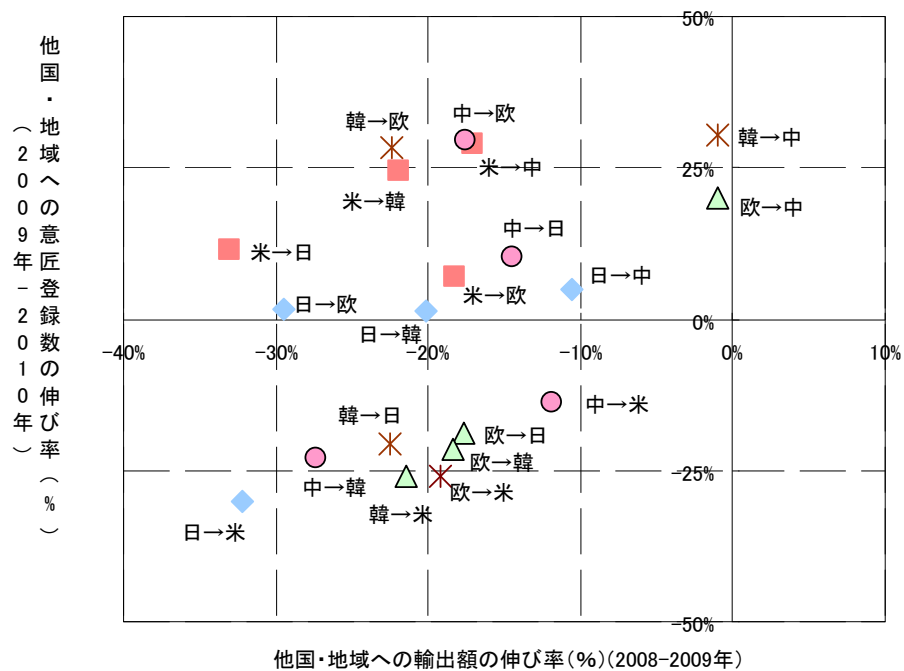
## 2. 輸出額の伸び率と意匠登録数の伸び率の関係

輸出額と意匠登録数には正の相関があるが、輸出額が伸びている有望な市場において意匠登録数を増やしている可能性がある。そこで、各国・地域籍出願人の他国・地域への意匠登録数の伸び率と輸出額伸び率の関係を分析した。

2009 年は、世界的な不況のあおりを受け、各国で輸出額減となった。輸出額の減少との関係で見ると、出願人の居住国・地域および出願先国・地域により特徴が見られる。

- 日本居住者については、輸出額の減少に伴う意匠登録数の変化はあまり見られない。ただし、日本から米国への意匠登録数は、輸出額の減少と比較しても、減少の程度が大きい。
- 米国居住者・欧州居住者については、輸出額の伸びと意匠登録数の伸びが関連する傾向がある。
- 中国居住者については、輸出額の伸びがマイナスである日本・欧州に対して、意匠登録数を増加させている。
- 韓国居住者については、輸出額の減少に伴って意匠登録を減少させている国（日本、米国）と増加させている国がある。

図 4-2 各国・地域籍出願人の他国・地域への意匠登録数の伸び率（2009 年-2010 年）と  
輸出額伸び率（2008 年-2009 年）の関係



### 3. 産業規模と意匠登録数の関係分析

#### （1）分析手法

各国の産業分類および日本意匠分類と国際標準産業分類とのコンコーダンスを作成した。

コンコーダンスに基づいて各国・地域の産業分野の規模と各国・地域での意匠登録数を、国際標準産業分類（Rev.3.1, 2 桁）別に整理を行うことで、産業分野の規模と意匠登録数の関係性を日米欧中韓において横並びで比較することが可能になる。

対象とする産業分野の国際標準産業分類は、製造業（タバコ製造、コークス及び精製石油製品・核燃料製造、鉄鋼、非鉄金属製造除く）の 18 分類とする。

#### （2）産業規模と意匠登録数の比較

コンコーダンス表に基づいて、各国・地域の産業分野の規模と各国・地域での意匠登録数（出願年別）を、国際標準産業分類別に整理し、産業分野の規模と意匠登録数（出願年別）の関係性を日米欧中韓において横並びで比較を行った。

付加価値額 10 億米ドルあたりの意匠登録数（出願年別/2009 年）を表 4-1 に示す。特徴としては、以下のような点が挙げられる。

- 中国、韓国の付加価値額あたりの意匠登録数は、日本、米国、欧州と比較して大きい。
- 各国・地域において付加価値額あたりの意匠登録数（出願年別/2009 年）の上位 1~3 位の産業分野は異なっている。ただし、「皮革・鞆・靴製造」は日米欧韓において上位 1~2 位に入る等、付加価値額あたりの意匠登録数が比較的多い分野であると言える。

表 4-1 各産業分野の日米欧中韓における 10 億米ドル付加価値額あたり年間意匠登録数  
(出願年別/2009 年)

| ISIC | 産業分野名                  | 日本            | 米国            | 欧州            | 中国            | 韓国             |
|------|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 15   | 食品・飲料品製造               | 0.24          | 0.18          | 1.56          | 1.09          | 7.85           |
| 17   | 繊維製品製造                 | 34.38         | 3.57          | 44.16         | 189.99        | <b>594.62</b>  |
| 18   | アパレル製造                 | 54.97         | <b>36.79</b>  | <b>93.90</b>  | <b>224.14</b> | 90.51          |
| 19   | 皮革・鞆・靴製造               | <b>427.94</b> | <b>54.93</b>  | <b>328.47</b> | 145.09        | 503.39         |
| 20   | 木材・木製品製造業（家具を除く）       | <b>168.16</b> | 12.09         | 60.08         | <b>338.54</b> | <b>2432.55</b> |
| 21   | 紙・紙加工品製造               | 15.03         | 1.10          | 4.92          | 183.21        | 301.19         |
| 24   | 化学・化学製品製造              | 4.18          | 0.78          | 2.04          | 5.18          | 12.55          |
| 25   | ゴム・プラスチック製品製造          | 6.69          | 3.97          | 10.81         | 53.17         | 30.41          |
| 26   | 窯業・土石製品製造業             | 13.75         | 11.43         | 5.08          | 19.72         | 51.05          |
| 28   | 金属製品製造                 | 26.20         | 36.62         | 17.11         | 94.46         | 129.97         |
| 29   | 汎用機械器具製造               | 8.77          | 2.25          | 5.38          | 29.15         | 37.62          |
| 30   | オフィス用機器・コンピューター製造      | 51.86         | 11.99         | 33.29         | 93.97         | 191.00         |
| 31   | 電気機械器具製造               | 61.91         | 23.98         | 38.57         | 120.95        | 244.96         |
| 32   | テレビ・情報通信機器・電子部品製造      | 34.23         | 14.78         | 66.64         | 66.82         | 26.08          |
| 33   | 医療・精密・光学機器製造 34        | 51.76         | 11.45         | 34.42         | 198.69        | 184.57         |
| 34   | 自動車製造                  | 12.49         | 14.44         | 11.35         | 65.40         | 31.65          |
| 35   | 輸送用機器製造（自動車除く）         | 2.24          | 0.42          | 1.99          | 4.76          | 2.10           |
| 36   | 家具・その他製造（装飾品・運動用具・玩具等） | <b>95.90</b>  | <b>150.18</b> | <b>167.70</b> | <b>721.58</b> | <b>857.91</b>  |
| --   | 全分野平均（参考）              | 53.59         | 19.55         | 46.39         | 127.84        | 286.53         |

(注1) 太字は、各国・地域における付加価値額あたりの意匠登録数(出願年別/2009 年)の上位1~3 位のもの。

(注 2) 網掛け部分は、各産業分野において付加価値額あたりの意匠登録数(出願年別/2009 年)が最も大きいもの。

## 第5章 総合分析

ここでは、意匠出願動向調査（第2章）、グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向調査（第3章）、市場環境調査（第4章）などの調査結果を勘案し、意匠出願動向に関する総合的な分析を行った。

### 第1節 日米欧中韓の意匠出願動向の特徴と背景分析

2010年公報発行分の意匠登録数は世界金融危機による景気悪化からの回復を受けたためか、前年に比べて欧州、中国、韓国では増加していた。とくに中国においてはこれまでと同様、経済成長に合わせて顕著に増加していた。また、出願人居住国・地域別に見ると、中国居住者による意匠登録数が前年に比べて顕著に増加していた。

出願人の居住国・地域別に自国・地域での登録と自国・地域以外の日米欧中韓での登録を区別して分析すると、以下の表に示す特徴があることがわかった。

表 5-1 出願人居住国・地域別 出願先別 意匠登録数対前年増減率の特徴

|               |    | 自国・地域での意匠登録数 |    |
|---------------|----|--------------|----|
|               |    | 増加           | 減少 |
| 自国・地域外での意匠登録数 | 増加 | 韓国、中国        | 米国 |
|               | 減少 | 欧州           | 日本 |

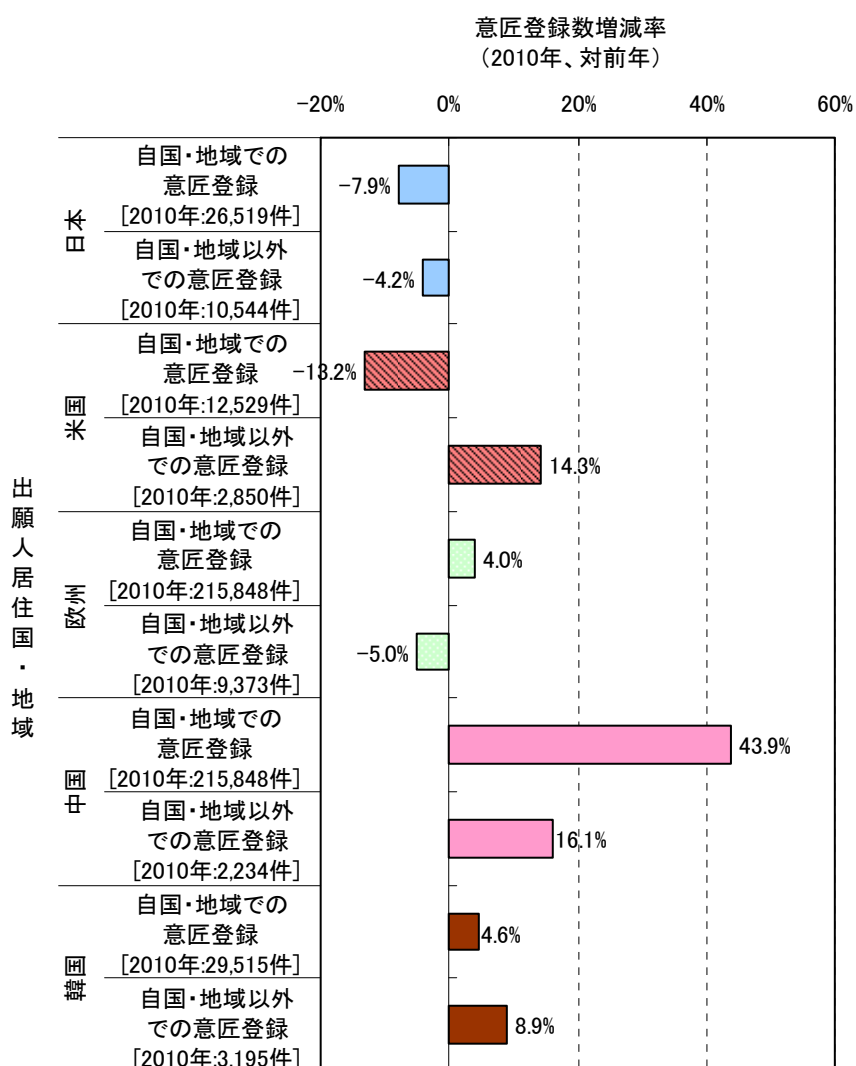
日本居住者は全体としては意匠登録数を前年に比べて減らしているものの、欧州、中国、韓国での登録を増やしていた。日本企業が国内市場からグローバル市場への転換を図っている可能性がうかがわれる。

日本、米国、欧州、韓国の国・地域に居住する出願人に共通して、中国での意匠登録数が前年に比べて増加していること、米国での意匠登録数が前年に比べて10%以上減少していることが特徴であった。

このうち中国での意匠登録数の増加については、中国は依然として急速な経済成長を続けており、市場として注目されていることがその要因であると考えられる。なお、中国については新規性喪失の例外が極めて限定的なために第1国出願をしておくことが意匠出願実務上有利である場合がある<sup>5</sup>ことも、登録が増加した要因の一つであると考えられる。

<sup>5</sup> 本調査の一環として行った国際的な意匠出願を行う企業に対するヒアリング調査の結果による。

図 5-1 出願人居住国・地域別 出願先別 意匠登録数対前年増減率  
(自国・地域内外での登録別)



(注) 自国・地域以外での意匠登録とは自国・地域以外の日米欧中韓での意匠登録を指す。



## 第2節 日本・韓国における創作者の特徴・傾向に関する分析

### 1. 概要

製品デザインにおいて、投入するデザイナーの規模やその分担などの開発体制や、内部（社内の可能性が高い）のデザイナーを用いるか外部（社外の可能性が高い）のデザイナーを起用するかといった状況は、国・地域や産業分野によって相違があると考えられる。この相違を把握するため、ここでは意匠登録における創作者情報に着目し、意匠登録数と創作者数の関係に基づく分析を行った。

分析内容は「創作者情報によるデザイン開発体制分析」および「創作者情報による内外動向分析」の2項目とする。

### 2. 概要分析結果

#### （1）デザイン開発体制分析

日本意匠分類大グループ(A、B、…)別に、「創作者数<sup>6</sup>」及び「1意匠登録あたり平均創作者数」（図5-2）を集計した。「1意匠登録あたり平均創作者数」では、日本での登録の方が韓国での登録より値が高い傾向が見られ（日本での登録=1.859[人/件]、韓国での登録=1.347[人/件]）、日本で登録する出願人（多くは日本居住企業であろう）の方が多くのデザイナーによる分業が進んでいることがうかがえる。

1意匠登録あたり創作者数の値を2009年と比較すると、全般的に大きな変化は見られなかった。その中で、Gグループにおける日韓の差が小さくなったことが特徴として挙げられる。

#### （2）内外動向分析

創作者と出願人の「住所または居所」の情報から、創作者が内部か外部かを評価し、その結果を用いて「内部」創作者数を集計した。重複を除外しない「内部」創作者数／創作者数比率で比較すると、日本での登録ではグループ間に大きな違いはないが、韓国での登録ではグループ間に大きな違いがある。

---

<sup>6</sup> 1名の創作者が複数の意匠登録の創作者になっている場合、別々に数える。

図 5-2 「創作者数」及び「1 意匠登録あたり平均創作者数」  
(左：日本での登録、右：韓国での登録)

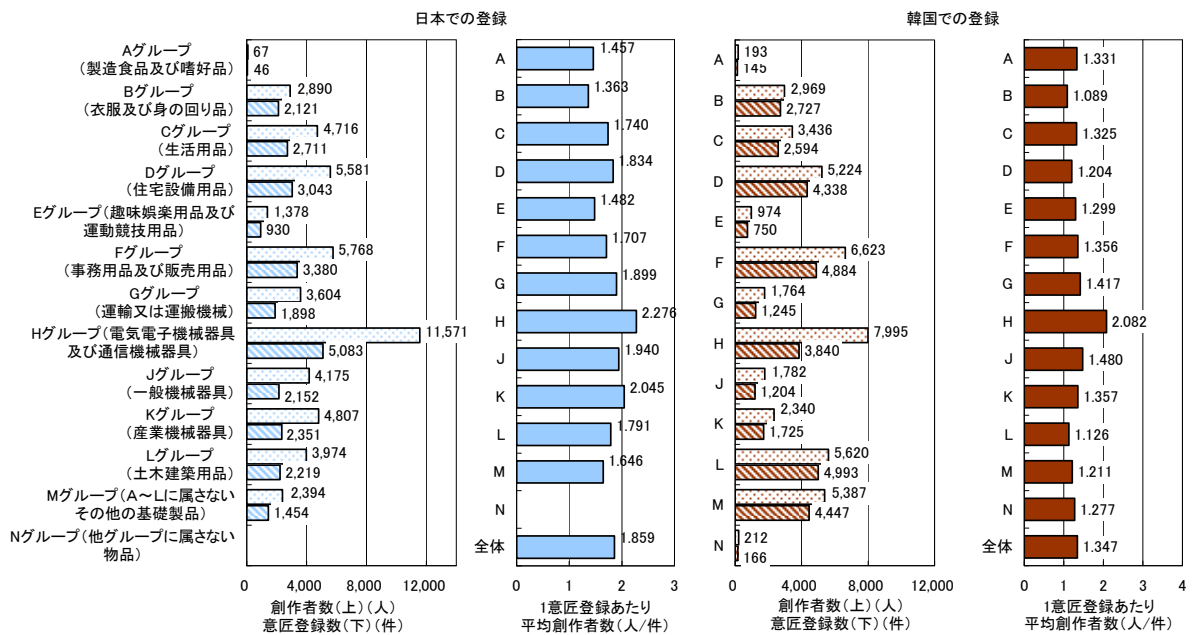
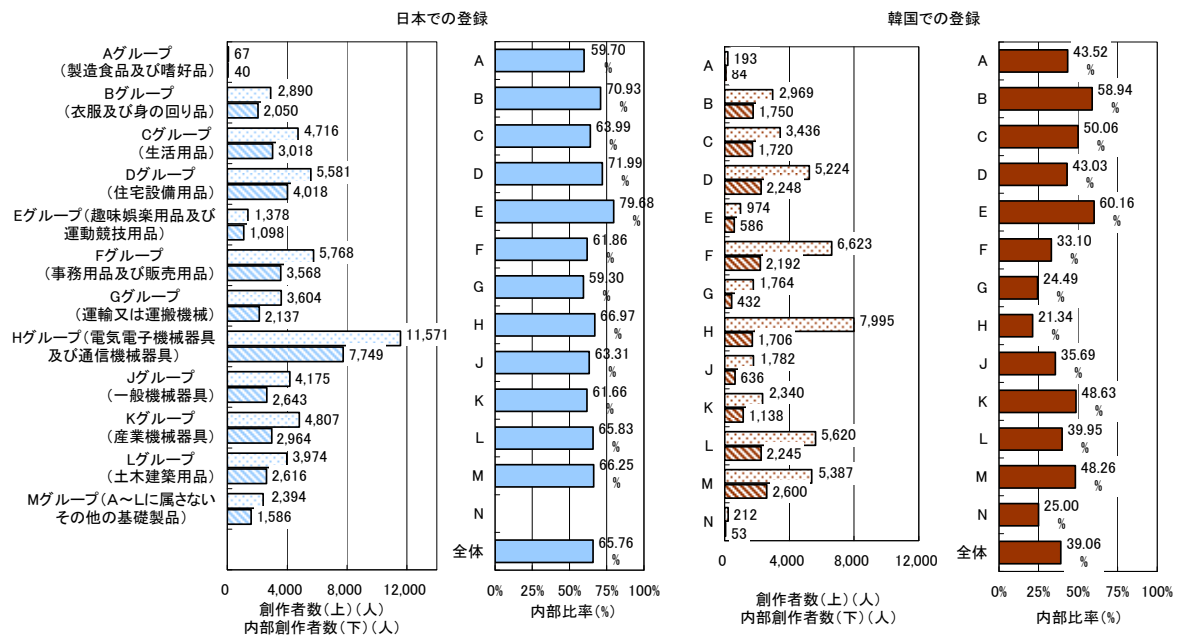


図 5-3 「創作者数」及び「内部」創作者数  
(左：日本での登録、右：韓国での登録)



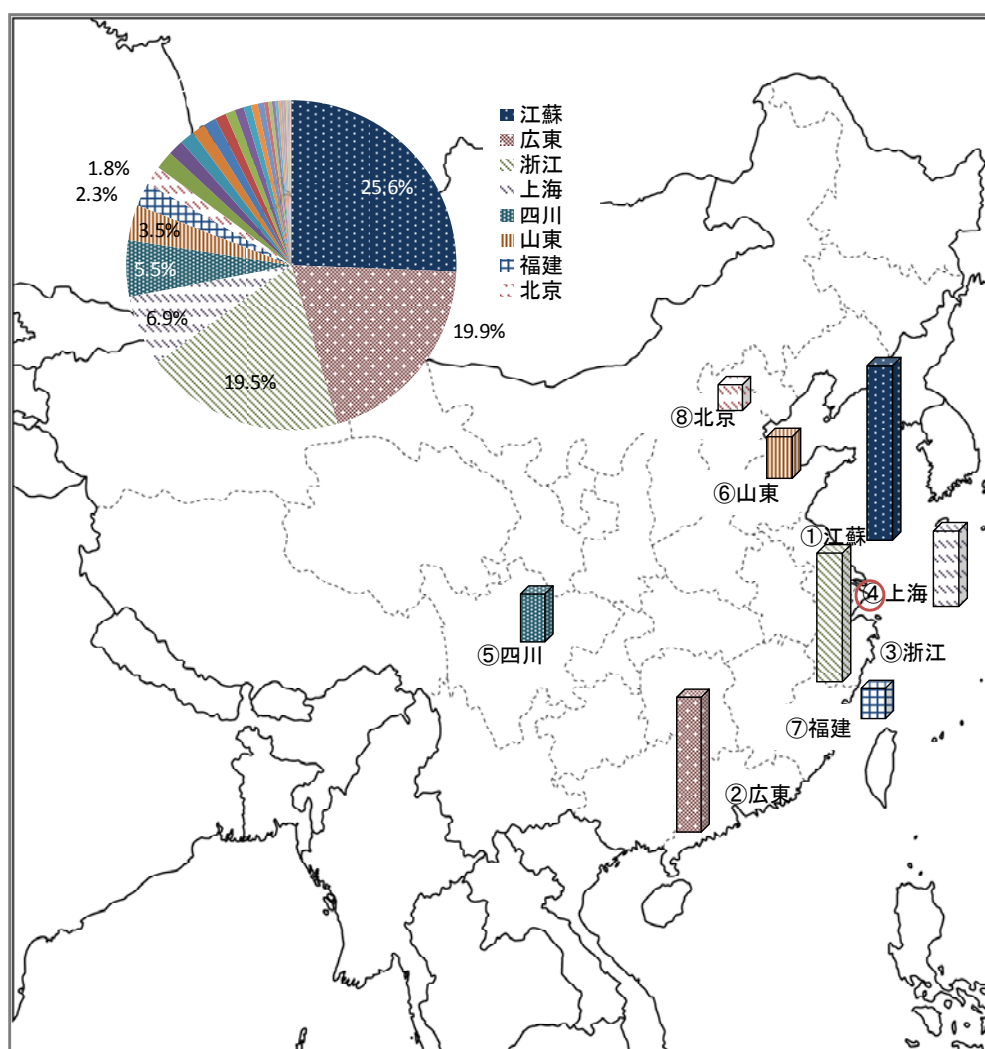
### 第3節 中国での意匠登録増加要因の分析

中国における意匠登録数は近年、顕著な急増を見せている。活発な経済成長によるものだけでなく、政策上、知的財産権の取得を促していることが一定の影響を与えているものと考えられる。

例えば、国家知識産権局が2011年に公表した「全国専利事業発展戦略（2011-2020年）」では「専利創造能力及び水準を大幅に高め」、2015年までに「発明、実用新案、意匠の三種類の専利の年間出願件数200万件達成を目標とする」ことが明確に謳われている。

中国居住者による意匠登録においては、特定地域の少数の出願人から特定分野での登録が集中するなど、特徴的な事象が見られる。意匠登録増加要因の分析を行うことを目的として、省・直轄市・自治区別の意匠登録数を分析した。その結果、中国での意匠登録は江蘇省、広東省、浙江省の3省に偏っていることが明らかとなった。

図 5-4 省・直轄市・自治区別意匠登録数



これらの一部の省の市（広東省広州市、江蘇省呉江市）では意匠権を含む産業財産権（専利権）の出願費用の大半を助成する制度が設けられていることがわかった。また、上海市

のように市としての産業財産権に関する助成制度だけでなく、ハイテクパークや開発特区としての産業財産権助成制度があることもうかがわれた。助成制度が意匠登録の活発化の呼び水となっている可能性がある。事実、呉江市では非常に多くの意匠登録が行われている。

中国での意匠登録数増加には、中国の経済成長が大きく寄与していると考えられるが、それに加えて、政策的な支援制度も寄与しているものと考えられる。

#### 第4節 中国への登録における優先権利用状況

中国以外の国を第一国として優先権主張に基づく中国への登録を対象に、どの国・地域を第一国として優先権主張しているのかについて出願人居住国・地域別に集計し、それぞれの居住国・地域の出願人がどのような経路で中国へ登録するのかを整理した。

結果から以下の事柄が分かった。

- 他国を第一国として中国に優先権主張した登録は日本居住者が一番多い(3,472件)。庁としても日本国特許庁が最も多い(3,437件)。
- 韓国居住者はほとんど自国を第一国として登録している(全体の98.2%=1,039/1,058)。韓国以外では7件、内訳は米国で5件、欧州で1件、豪州で1件であり、日本を第一国としている登録はない。
- 中国居住者が中国以外の国を第一国として中国で登録しているケースがみられる(161件)。内訳は香港65件、米国39件、欧州28件、韓国13件、日本7件の順。2009年登録では44件であり、国内出願人による登録が多いなかで、中国企業の国際化が進んでいることを示している。

#### 第5節 出願人への示唆

これまでの調査結果をふまえ、海外へ意匠登録出願をする際の示唆を以下の通り整理する。

##### 1. 米国での出願

###### (1) 意匠制度に関する留意点

米国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

調査対象とした他の国・地域(日欧中韓)と異なり、先発明(創作)主義を採用している(ただし、2011年に行われた法改正により2013年から、いわゆるグレースピリオド付き先願主義に移行する)。また、意匠権による保護期間が登録から14年間であり、欧州(登録から最長25年間)、日本(登録から20年間)と比較すると短いため、知的財産管理の点で留意すべきである。

###### (2) 意匠制度の利用状況の特徴

米国意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本居住者の米国での意匠登録数は、日本での登録を除くと2009年まで中国での意匠登録数に次いで多かったが、2010年に30.2%(739件)減少し、1,706件となった。ただし、米国での登録に占める日本居住者の登録割合は8.9%と、日本居住者の他の国・地域での登録が占める割合と比較して最も高い。

米国では出願から公報発行までの期間に広ばらつきがある。出願にあたっては公報発行まで時間を要する可能性に留意すべきである。

## 2. 欧州での出願

### (1) 意匠制度に関する留意点

欧州の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

方式審査のみで登録に至るため、実体審査制度を有する国・地域（日本、米国、韓国（一部除く））と比較すると、権利が相対的に不安定となることが懸念される。

日本と異なり、無体物のデザインも保護対象である。例えば書体(タイプフェース)、ロゴ、アイコンも意匠登録を行うことが出来る。

### (2) 意匠制度の利用状況の特徴

欧州の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本居住者の欧州での登録は、中国での登録に次ぐ件数（2,042 件）である。

出願から公報発行までの期間は一般的に短い。

欧州では米国居住者の意匠登録が多いことが特徴である。米国の競合他社がある場合には、欧州の意匠登録を確認することも重要と考えられる。

また欧州では、前年に比べ、中国から欧州、韓国から欧州への輸出額が減少(-18%、-22%)しているにもかかわらず、中国居住者、および、韓国居住者による登録が顕著に増加(+30%、+28%)している。

## 第6節 中国での出願

### 1. 意匠制度に関する留意点

中国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

欧州と同様、方式審査のみで登録に至るため、実体審査制度を有する国・地域（日本、米国、韓国（一部除く））と比較すると、権利が相対的に不安定となる。

意匠権による保護期間が出願から 10 年であり、日米欧中韓の中で最も短いため、知的財産管理の点で留意すべきである。

新規性喪失の例外規定の適用が極めて限定的なことから製品発表前に意匠出願が必要である。

さらに、2009 年 10 月 1 日より、いわゆる関連意匠が認められており、より効果的な意匠保護、戦略的な意匠出願が可能となっている。ただし、中国改正専利法の下では一つの出願中に複数の関連意匠を記載する点に留意が必要である。

### 2. 意匠制度の利用状況の特徴

中国の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本居住者の中国での意匠登録は他の国・地域（中国を除く）居住者の登録と比較して最も件数が多く、日本居住者の意匠登録数も他の国・地域（日本を除く）への登録と比較して中国での意匠登録数が最も多い。

また、日本、米国、欧州、韓国の国・地域に居住する出願人に共通して、中国での意匠登録数が前年に比べて増加している。

中国では出願に対して方式審査のみ行うにも関わらず、出願から公報発行までに約1年程度要している。出願にあたっては公報発行まで時間を要する可能性に留意すべきである。

中国では、他の国・地域での意匠登録と比較して、個人の出願人が意匠登録数上位に占める割合が高い。しかし、個人で出願しているものの、実体上は登録された意匠はその個人が関係する企業の製品に関わるものと思われる例も散見されている。中国での意匠登録を調査する際には注意が必要である。

これ加えて、2009年10月1日より、もっぱら標識として用いられる平面の模様について意匠権が取得できなくなった（なお、出願～公報発行までおよそ1年程度であるため、本年の分析結果からはその影響は明らかではない）。

出願の代理人の費用が日本と同程度の場合があると指摘されており、費用面で留意が必要である<sup>7</sup>。

### 3. 韓国での出願

#### (1) 意匠制度に関する留意点

韓国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

日本、米国と同様の実体審査制度を有しているが、一部の分野については限定的な審査のみ行うとされている。出願する分野によって登録までの期間や権利の安定性に差があるため、出願の際には留意が必要である。また、一部の物品についての多意匠一出願が認められている点も留意すべきである。

2009年にデザイン保護法施行規則が改正されており2010年1月からは、以下の点が変更されている。

- (1)立体図面の提出の許容
- (2)図面提出方法の自由化（全体的な形態を明確に表している場合には、立体デザインでは6面図が、平面デザインでは表裏面の2図が要求されない。CAD図面での提出が可能になった）
- (3)無審査品目の拡大（雑貨、靴、事務用品の無審査化）
- (4)組物物品の範囲の拡大（髭剃り用具セット、水着セット等が追加された）

さらに、2012年7月に以下の点の変更を柱とする改正デザイン保護法の施行が予定されている。

- (1)グラフィックロゴ等ロカルノ分類に存在する物品の保護対象への追加
- (2)類似デザイン制度から関連デザイン制度への変更（関連デザインについて独自の権利としての保護）
- (3)新規性喪失の例外の主張可能期間の拡大（拒絶査定通知受領後、異議申立・無効審判提起後にも主張可能）
- (4)複数デザイン制度における同時出願意匠数の拡大（20件から100件に拡大）
- (5)同一人による出願に対する拡大先願の適用の排除

<sup>7</sup> なお、中華全国專利代理人協會のウェブサイトには最低価格が示されている。これによれば、例えば、1件の意匠専利出願と3年間の登録年金納付を行う場合、その代理人費用は最低で約54,000円(4,150人民元)である。<http://www.acpaa.cn/english/Patent-s.asp> 参照。

- (6)国内外で周知のデザインに基づく創作容易性判断の実施
- (7)デザインの保護期間の延長（15年から20年に延長）

## （２）意匠制度の利用状況の特徴

韓国の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本居住者の韓国での意匠登録数は米欧中への登録数と比較して最も件数が少ない（964件）。ただし、韓国での登録に占める日本居住者の意匠登録数の比率は2.9%に留まっているが、韓国は自国以外からの登録が日米欧中と比較して少ないため、日本居住者の登録割合は米欧中からの登録と比較して最も高い。

1997年の工業デザイン促進法等が契機となり、デザインに対する政府および企業の関心が高い。国際的な競争力を持つ韓国企業ではデザイン開発に注力し、国際的にも評価が高まっている。政府もデザイン振興院を立ち上げるなど、積極的な展開をしている。